成人・高齢者保健

問い合わせ … 保健センター 健康指導係

特定健康診査

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした「特定健康診査」を実施しています。町で実施する対象の方は、40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入の方です。指定医療機関でお受けください。町の国民健康保険以外の健康保険などに加入の方は各保険者（お持ちの保険証に記載されています。）にお問い合わせください。

問い合わせ　住民課 保険年金係

ご長寿健康診査

後期高齢者医療保険に加入されている 75 歳以上の方は、特定健康診査と同項目の健診を町が実施しています。

※特定健康診査・ご長寿健康診査の対象となる方には、事前に受診券をお送りします。

がん検診

がんは早期発見・早期治療が大切です。

集団検診は申込制で、詳しくは、「広報ゆがわら」でお知らせします。

検診項目	対象者
肺がん（X 線）	40 歳以上の方
胃がん（バリウム検査）	40 歳以上の方 ※ 40、45、50、55、60、65、70 歳の方はバリウム検査ではありません。
胃リスク検診（ABC 検診）	
大腸がん（検便）	40 歳以上の方
乳がん	40 歳以上の女性
子宮がん	20 歳以上の女性

※乳がん・子宮がん・肺がん検診は、指定医療機関でも受診できます。保健センターで受診券を発行しますので、窓口にお越しください。

肝炎ウイルス検診

40 歳になる方、41 歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方を対象に実施しています。40 歳となる方には、事前に通知します。

成人歯科健診

40、45、50、55、60、65、70、75、80 歳になる方を対象に、歯科検診を実施（委託歯科医院）しています。対象となる方には、事前に通知します。

健康相談・栄養相談

「血圧の値が知りたい」「尿検査をしたい」「こんな症状が気になる」「コレステロールの値が高いが、どんな食事がいいのか」など、身体や食事についてのご相談をお受けしています。

日程は町民カレンダーや「広報ゆがわら」をご覧ください。（栄養相談は予約制です。）

健康教室

病気の予防や生活習慣の改善のために、医師、保健師、栄養士、健康運動指導士などが、病気についての知識や食事のとり方、運動の方法などについて講義や実習を行います。

詳しくは、「広報ゆがわら」でお知らせします。

家庭訪問

保健師や管理栄養士が健康についてご相談のあるご家庭に伺い、家族の方とともに解決策を考えていきます。

生き生き健康体操教室

65 歳以上の方で運動未経験の方、医師から運動を勧められているが方法がわからない方、ご自分のペースで運動して筋力アップを図りましょう。

ヘルシープラザで年 4 コース（1 コース 10 回）実施しています。

ヘルスメイト養成講座

健康づくりで大切な食生活についての知識を習得し、自主的に実践し地域活動を推進するために、「ヘルスメイト」を養成する講座を開催しています。

自動血圧計

皆さんの健康管理に役立つよう、保健センター 1 階ホールと住民課ホールに、自動血圧計を設置しています。どうぞご利用ください。

愛の献血にご協力を

私たちは、今健康でもいつどのような病気にかかるか、事故に遭うかわかりません。そのようなとき必要とされるのが献血による血液です。あなたの命を守るため、またお互いの生命を助け合うため献血にご協力ください。

問い合わせ　保健センター 保健予防係

障がいのある方へ

問い合わせ … 福祉課 障がい福祉係

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度などによって 1 級から 6 級までに区分されています。

■手帳交付に必要なもの

○身体障害者手帳交付等申請書
○指定医による診断書（意見書）
○写真（たて 4cm ×よこ 3cm の上半身、無帽）
○印鑑

※申請書および診断書は、福祉課にあります。

療育手帳

療育手帳は、知的に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度によってA 1～B 2 までに区分されています。

なお、手帳申請の前に知能指数などの判定を受けていただく必要がありますので、担当までご連絡ください。

■手帳交付に必要なもの

○療育手帳交付申請書
○写真（たて 4cm ×よこ 3cm の上半身、無帽）
○印鑑

※申請書は、福祉課にあります。

障がい福祉サービス受給者証

身体・知的・精神・難病患者等のいずれかに障がいのある方が、その障がい程度の区分により、障がい福祉サービスを受けることができます。

障がい福祉サービスを利用するには受給者証が必要となりますので、利用を希望する方は、担当までご相談ください。

重度障がい者医療費助成

身体障害者手帳が 1・2 級の方、知的障がい児者で知能指数 35 以下の方および身体障害者手帳 3 級で知能指数 50 以下の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が医療機関で保険診療を受ける場合に、保険対象の自己負担分について助成いたします。

※精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方への助成は、通院による保険対象の自己負担分のみです。

更生医療費の給付について

18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、指定医療機関において継続的に治療を行うことにより、障がいの程度が軽くなり、仕事や日常生活での活動能力が高まることが期待できる場合に、医療費を給付いたします。

育成医療費の給付について

18 歳未満の身体に障がいのある方で、指定医療機関において継続的に治療を行うことにより、障がいの除去ないし軽減を図り、日常での生活能力が高まることが期待できる場合に、医療費を給付いたします。身体障害者手帳は不要です。

補装具費の支給について

身体に障がいのある方が、身体上の障がいを補う用具の購入費または修理費について費用を支給いたします。なお、購入費の支給については、指定医師の診断書が必要なものがあります。

また、支給額については、限度額および自己負担額があります。

■支給対象補装具　車いす、補聴器、義肢など

日常生活用具費の給付について

在宅の身体および知的に障がいのある方が、日常生活の便宜を図るために必要な用具の購入費について費用を給付いたします。

なお、給付額については、限度額および自己負担額があります。

■給付対象用具　ストマ用装具、入浴補助用具など

福祉タクシー利用助成

在宅の身体障害者手帳が 1･2･3 級の方、療育手帳がA 1・A 2 の方または知能指数が 35 以下の方が、日常生活においてタクシーを利用した場合に、その初乗り運賃分を助成いたします。助成は、年間最大 24 枚（月 2 枚）交付する利用券により行いますが、有料道路障害者割引制度を利用する方は、交付枚数が年間最大 12 枚（月 1 枚）になります。

また、利用できるタクシーは、町内に営業所のある会社と町外の一部の会社で、本人以外は利用できません。

その他の助成など

身体障がい者自動車改造費助成、重度障がい者住宅設備改良費補助などがありますので、詳しくは、担当までご連絡ください。

在宅重度障害者等手当

毎年８月１日現在において、神奈川県内に６か月以上継続してお住まいの方で、身体障害者手帳１･２級、療育手帳Ａ１･Ａ２または、これに相当する判定を受けた方、精神障害者保健福祉手帳１級のうち、複数の手帳を交付された方または特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを受給している方は、在宅重度障害者等手当を受けることができます。

なお、３か月を超えて医療機関や施設に入院（所）していない、前記手帳の交付や手当の受給が 65 歳以前である、前年の所得額による制限などがあります。

■年額　60,000 円（年１回、１月支給）

障害児福祉手当

日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障がいのある20歳未満の方は、障害児福祉手当を受けることができます。

なお、施設に入所していない、３か月を超えて医療機関に入院していない、障がいを支給事由とする公的年金などを受けていない、前年の所得額による制限などがあります。

特別障害者手当

日常生活で常時特別介護を必要とする在宅の重度障がいのある 20 歳以上の方は、特別障害者手当を受けることができます。

なお、特定の障がいを２つ以上持っている、または同程度以上の状態である、施設に入所していない、３か月を超えて医療機関に入院していない、前年の所得額による制限などがあります。

各種割引制度

手帳の等級などに応じて、さまざまな割引制度を受けることができます。

主な割引制度は次とおりです。

①自動車有料道路割引制度（申請書は、福祉課にあります。）
②バス運賃割引制度
③タクシー運賃割引制度
④鉄道運賃割引制度
⑤航空運賃割引制度
⑥携帯電話料金割引制度

各種減免・免除制度

手帳の等級などに応じて、減免･免除を受けることができます。

主な減免・免除制度は次のとおりです。

①自動車取得税･自動車税減免制度
②軽自動車税減免制度（申請書は、税務課にあります。）
③NHK放送受信料減免制度（申請書は、福祉課にあります。）

心身障がい児地域訓練会

ことばや発達の遅れが心配、お友達と上手に遊べないなどで悩んでいるお母さんやお父さんなどのために、子ども同士のふれあいや親の情報交換の場として、専門の指導員が同席し、指導･助言を行う「あゆみの会」を開催しています。

開催日	毎月３回　毎水曜日
時　間	10：00 ～ 11：30 ただし、月の最終回は 13：00 まで （お弁当持参）
場　所	子育て支援センターゆたぽん２階

※初めて参加する方は、事前にご連絡ください。

障がい者歯科二次診療について

障がいの程度や設備の面で、一般の歯科診療所では対応が困難な障がいのある方のために、県西部の２市８町の運営費負担により、小田原歯科医師会が歯科診療と口腔保健指導を行う歯科二次診療所を運営しています。

お気軽にご利用ください。

名　称	小田原市歯科二次診療所	
所在地	小田原市南鴨宮 2-27-19	
電話番号	48-6775	
診療日	歯科診療	火曜日･木曜日　9：00 ～ 12：00
	保健指導	月曜日～木曜日　9：00 ～ 17：00

障がい者支援センター

障がいのある方が、就職をしたい、会社などを辞めて困っているなどのために、県西部の２市８町の委託により、社会福祉法人が就労支援センターを運営しています。

お気軽にご利用ください。

名　称	障害者支援センター　ぽけっと
所在地	小田原市曽比 1786-1
電話番号	39-2007
相談日	月曜日～金曜日　　8：45 ～ 18：00
	土曜日　　9：00 ～ 17：00

地域活動支援センター

障がいのある方々に創作活動または生産活動の機会を提供し、かつ、社会との交流促進などの機会を供与し、地域生活を支援するために、特定非営利活動法人に委託し地域活動支援センターを運営しています。

登録人数に制限がありますが、お気軽にご相談ください。

委託先	地域作業所　たんぽぽ
電話番号	64-0038

自立支援医療受給者証（精神通院）

精神に障がいのある方で、指定医療機関において精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、神奈川県で認定された方には保険対象の自己負担分の一部について公費負担（県）します。

■必要なもの

○自立支援医療費支給認定申請書
○主治医による診断書
○健康保険証
○非課税（課税）証明書
（※保健センターで同意書記入の場合は不要）
○印鑑

※申請書および診断書の用紙は、保健センターにあります。

問い合わせ　保健センター 保健予防係

生活教室

精神科や神経科に通院している方が集まり、プログラムを通じて生活のリズムを整えたり、仲間づくりを目的に年 10 回開催しています。

問い合わせ　保健センター 保健予防係

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度によって１級から３級までに区分されています。

■手帳交付に必要なもの

○精神障害者保健福祉手帳交付申請書
○主治医による診断書（障害年金を受給されていない方）
○障害年金の証書（受給されている方のみ）
○年金振込通知書または年金が振り込まれている通帳（受給されている方のみ）
○写真（たて 4cm ×よこ 3cm の上半身、無帽）
○印鑑

※申請書および診断書の用紙は、保健センターにあります。

問い合わせ　保健センター 保健予防係

相談支援について

自立した日常生活または社会生活を過ごすために障がいのある方、ご家族、介護されている方などからのあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことを目的として、小田原市と下郡３町の委託により、４つの社会福祉法人がおだわら障がい者総合相談支援センター“クローバー”を運営しています。

お気軽にご利用ください。

おだわら障がい者総合相談支援センター“クローバー”	小田原市久野 115-2	☎ 35-5258

委託社会福祉法人

障害者サポートセンター	障害者総合支援センターういず
曽我病院	こどもホッと相談カフェ

※上記4つの事業所は、輪番により月2回、地域福祉センター1号館（たんぽぽ作業所）で出張相談をしています。

社会福祉

問い合わせ … 福祉課 社会福祉係

地域福祉センター

町民の皆さんの地域福祉活動を支援し、地域福祉の推進を図り、地域福祉および子育て支援の拠点となる施設です。

施設名	地域福祉センター１号館
所在地	中央 2-21-5
開館日	月曜日～金曜日 ただし、年末年始および休日は除きます。
開館時間	8：30 ～ 17：15
入所団体	地域作業所たんぽぽ　☎ 64-0038

施設名	地域福祉センター２号館 （通称：子育て支援センターゆたぽん）
所在地	中央 2-16-1
開館日	月曜日～金曜日 ただし、年末年始および休日は除きます。
開館時間	8：30 ～ 17：15
入所団体	1階　子育てに関する施設 ○子育てサロン　☎ 64-0990 ○ファミリーサポートセンター ○子育て支援センター
	2階　社会福祉施設 ○まちづくりボランティア協会　☎ 63-2509 ○障がい児地域訓練会（あゆみの会）

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「安心して暮らせる、豊かな町づくり」を目指して法律に基づき設置されている社会福祉法人の民間団体です。個人や会社などからの会費・寄附金、県や町からの補助金などを収入として各種事業を行っています。

所在地	中央 4-12-5
電話番号	62-3700

■事業内容

○高齢者の方に

シルバースポーツ大会、ひとりぐらし高齢者昼食会、ひとりぐらし高齢者のつどい、敬老祝品配布事業など

○子どものために

動物ふれあい教室、交通遺児見舞金、夏季慰問金配布、入進学激励金配布など

○障がい者の方に

レスパイト事業、ファクシミリ料金助成、施設通所者等交通費助成など

○地域援護のために

ふれあい球技大会、車椅子貸出、移送サービス事業、日常生活自立支援事業など

○その他

心配ごと行政相談、災害見舞金支給、たすけあい資金による貸付、生活福祉資金貸付など

一般社団法人 湯河原町シルバー人材センター

湯河原町シルバー人材センターは、定年退職後に臨時的かつ短期的な仕事をしたいと希望する高齢者に入会してもらい、一般家庭や民間企業、公共団体から高齢者に適した仕事を受け、その仕事を会員に提供する高齢者の自主的な団体で、国や町からの支援を受けて運営されています。

所在地	中央 2-21-3　教育センター２階
電話番号	46-9780

■入会

町内在住のおおむね 60 歳以上の方で、働く意欲のある方、シルバー人材センターの理念に賛同する方であればどなたでも会員になれます。

■仕事の内容

○簡単な修繕、植木の手入れ
○宿日直などの施設管理、駐車場管理
○屋内外の清掃・雑役、除草、草刈など

■その他

シルバー人材センターは、職業紹介や就職をあっせんする団体ではありません。仕事はセンターが請け負い、会員が従事します。また、会員とセンター、会員と仕事の発注者との間に雇用関係はありません。

地域作業所たんぽぽ

地域作業所たんぽぽは、主に就労することが困難な障がいのある方に対し、社会生活習慣の習得や社会参加のための作業訓練などを行っている特定非営利活動法人です。

なお、たんぽぽは、障害者総合支援法に基づく事業も実施しています。

所在地	中央 2-21-5　地域福祉センター１号館
電話番号	64-0038

■事業内容

○居宅介護事業
○同行援護事業
○生活介護事業
○就労継続支援事業（Ｂ型）
○放課後等デイサービス事業
○児童発達支援事業
○移動支援事業
○地域活動支援センター事業
○訪問介護事業

■ご利用について

◎療育手帳
◎身体障害者手帳
◎精神障害保健福祉手帳
◎自立支援医療受給者証

以上のいずれかを有している方は、「たんぽぽ」をご利用いただけます。

※福祉課への申請（受給者証）が必要になります。
ご不明な点・ご質問等がありましたら、「地域作業所たんぽぽ」までご連絡ください。

福祉会館

町民の皆さんの文化福祉活動を助長し、町民の文化と福祉の向上に資するため、各地区に福祉会館を設置しています。各地区の福祉会館の設置状況は次のとおりとなりますので、気軽にご利用ください。

会館名	所在地	休館日
宮上会館	宮上 229-12	木曜日
宮下会館	宮下 626-1	水曜日
城堀会館	城堀 87-1	火曜日
門川会館	土肥 2-19-24	木曜日
鍛冶屋会館	鍛冶屋 376-1	月曜日
文化福祉会館	吉浜 999-2	水曜日
川堀会館	吉浜 378-1	金曜日
福浦会館	福浦 115-1	火曜日
中央区民会館	中央 5-1572-77	金曜日

■休 館 日　上記以外で年末年始および祝日（こどもの日、敬老の日、文化の日は除く。）
■開館時間　9：00 ～ 22：00
■使 用 料　会館ごと、部屋ごとに異なりますので、福祉課までお問い合わせください。
■申し込み　福祉課に予約状況をお問い合わせのうえ、使用許可申請書を提出してください。

民生委員・児童委員

民生委員は、法律に基づき厚生労働大臣が委嘱した方で、児童委員を兼ねており、社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としています。

町内には、50 名の民生委員・児童委員と４名の主任児童委員がおり、民生委員は担当する地区が決められています。

人権擁護委員

人権擁護委員は、法律に基づき法務大臣が委嘱した方で、町内には６名おり、人権侵害が起こることのないよう月２回の心配ごと行政相談や街頭啓発活動をしています。

保護司

町では、法務大臣より９名が委嘱されており、非行少年や犯罪者の更生保護や犯罪予防活動にあたり、保護観察官の補佐役を務めています。

更生保護女性会

女性の立場から非行少年の更生への協力と地域の犯罪予防のため、活動しています。

妊娠・出産・子育て

問い合わせ … 保健センター 健康指導係 ／ 福祉課 児童福祉係

母子保健

健康診査や各種教室の日程は、町民カレンダーや「広報ゆがわら」でお知らせします。積極的にお受けください。
また、各事業で親子のふれあい「ウェルネス・タッチケア®」を実施します。
お問い合わせ、ご相談は保健センターの保健師までお気軽にどうぞ。

	事業名	内　　容	必要なもの
妊娠	母子健康手帳交付	母子健康手帳と妊婦健診補助券、マタニティキーホルダーなどを差し上げます。	妊娠届出書
	妊婦健康診査	健診の 14 回分の費用を町が補助します。（委託医療機関・県内）	母子健康手帳 健診補助券
	妊婦歯科健診	妊娠中に歯科健診を１回受けることができます。（委託歯科医院・小田原歯科医師会）	母子健康手帳
	マタニティクラス（年４コース開催）	お友達づくりを中心にした教室です。自己紹介タイム、歯科、栄養、安産教室、先輩ママとの座談会、お風呂の入れ方など（１コース５日間）	母子健康手帳 ※詳しくは、お問い合わせください。
出生	こんにちは赤ちゃん訪問	助産師・保健師が家庭訪問して、赤ちゃんの体重測定や健診のご案内をしています。	
	未熟児養育医療	母子保健法に基づき、出生時体重が 2,000g 以下または身体の発育が未熟なまま出生し医師が養育を必要と認めた乳児に対し、諸機能を得るために必要な入院医療（指定医療機関）にかかる費用を給付します。	※詳しくは、お問い合わせください。
乳幼児	４か月児健康診査	○身体計測　○小児科医診察 ○相談（管理栄養士、保健師） ○絵本のプレゼント	母子健康手帳
	８～９か月児健康診査	委託医療機関（小田原医師会）にて ※健康診査票とアンケートは４か月児健康診査時にお渡しします。	母子健康手帳 健康診査票 アンケート
	１歳児歯科教室	○歯のチェックと歯磨き相談（歯科衛生士） ○相談（管理栄養士、保健師）	母子健康手帳 歯ブラシ
	１歳６か月児健康診査	○身体計測　○小児科医診察　○歯科医診察 ○フッ素塗布、歯磨き相談（歯科衛生士） ○相談（管理栄養士、保健師、子育て相談員）	
	２歳児歯科検診	○歯科医診察 ○フッ素塗布、歯磨き相談（歯科衛生士） ○相談（管理栄養士、保健師、子育て相談員）	
	２歳６か月児歯科検診	○歯科医診察 ○フッ素塗布、歯磨き相談（歯科衛生士） ○相談（管理栄養士、保健師）	
	３歳６か月児健康診査	○身体計測　○小児科医診察　○歯科医診察 ○フッ素塗布、歯磨き相談（歯科衛生士） ○相談（管理栄養士、保健師、子育て相談員）	母子健康手帳 歯ブラシ　検尿 視聴覚アンケート
	離乳食講習会（年６回）	離乳食の作り方・進め方・与え方がよくわかります。（調理実習）	エプロン、三角巾 託児あり
	かるがも育児教室（毎月１回）	親子そろって楽しく遊んで、友達をつくりましょう。保育士が楽しい遊びを紹介します。	動きやすい服装
	子育て学級（年１コース）	子育てに役立つ情報満載、お母さんの気持ちもリフレッシュ、パワーアップできます。（秋頃開催）	託児あり
小学生	小学生の料理教室	調理実習を通して「食べること」を見直します。（夏休みに開催）	エプロン、三角巾

母子保健推進員

私たちも健康づくりを応援します。乳幼児健診、育児教室のお手伝いなどを通して地域の健康づくりに携わっています。

予防接種

問い合わせ　保健センター 保健予防係

子どもを病気から守るため、次の予防接種を行っています。予防接種は決められた時期・間隔で、健康なときに受けることが大切です。受ける前に、小冊子「予防接種と子どもの健康」を読んで、接種について理解しておきましょう。
※予防接種については、今後変更がある場合もありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

■予防接種の受け方（予防接種法による定期予防接種）

※（ ）内は標準的な（望ましい）接種年齢です。料金は無料です。

接種会場	種　類	対象者		接種回数など
	BCG（結核予防）	１歳未満		１回
	四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	１期初回	生後３か月～７歳６か月未満（生後３か月～１歳）	20 ～ 56 日間隔で３回
		１期追加	生後３か月～７歳６か月未満	１期初回３回終了後、１年～１年６か月の間に１回
	二種混合 ジフテリア 破傷風	２期	11 ～ 13 歳未満（小学校６年生）	１回
	麻しん（はしか） 風しん MR混合ワクチン	１期	１～２歳未満	１回
		２期	５～６歳で小学校就学前の１年間（年長児）	１回
	日本脳炎	１期初回	生後６か月～７歳６か月未満（３歳）	６～28日間隔で２回
		１期追加	生後６か月～７歳６か月未満（４歳）	１期初回終了後、おおむね１年後に１回
		２期	９～13 歳未満（小学校４年生）なお、平成 17 年に２期の接種ができなかった方に対し、接種できる経過措置があります。	１回
	ヒブワクチン	生後２か月～５歳未満		初回接種時の月齢により接種回数が異なります。
	小児用肺炎球菌ワクチン	生後２か月～５歳未満		初回接種時の月齢により接種回数が異なります。
	水痘	生後 12 か月～３歳未満		２回
	子宮頸がん予防ワクチン	小学６年生～高校１年生相当年齢の女子 ※標準的な接種年齢は中学１年生です。		３回 ※平成 27 年２月時点では国の方針に基づき、積極的な接種勧奨を差し控えています。

■他の予防接種を受ける場合の間隔

予防接種で使うワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがあり、異なった種類のワクチンを接種する場合に間隔をあけることが必要です。

※感染症（水ぼうそう、突発性発疹、手足口病など）にかかった場合、予防接種を受ける際には、治ってから1～4週間程度の間隔をあける必要がありますので、主治医にご相談ください。（間隔は感染症によって異なります。）

児童手当　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

0歳から中学校修了（満15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもを養育している方に支給されます。手当の支給を受けるためには申請（認定請求）が必要です。申請した月の翌月分から手当が支給されます。

ただし、所得制限があり、限度額以上の場合は、特例給付として一律5,000円を支給します。

■支給額（月額）

年　齢	月　額（一人当たり）
3歳未満児	15,000円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	10,000円 （15,000円）
中学生	10,000円

■支給時期

2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

小児医療費助成　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

子どもに係る医療費（保険による自己負担額）を助成します。

■対象者 ※平成27年7月1日から対象年齢が拡大になります。

0歳～小学校就学前まで

通院・入院（ただし、満4歳に達する日の翌月から一部負担があります。）

小学校就学～中学校修了まで

入院（ただし、所得制限と一部負担があります。）

ひとり親家庭等医療費助成　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

ひとり親家庭などの方の医療費（保険による自己負担額）を助成します。（ただし、所得制限と一部負担があります。）

児童扶養手当　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

母子・父子家庭などで児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日（障がいの状態にある場合は20歳未満）まで支給されます。両親がそろっていても、親が精神や身体に重い障がいがある場合は、その家庭も対象になります。

ただし、所得制限があります。

特別児童扶養手当　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

20歳未満の障がい児を育てている父母または養育者に支給されます。ただし、所得制限があります。

保育園に入るとき　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

保護者の仕事や病気など、保育の必要な子どもをお預かりするところが保育園です。生後10か月からの子どもを対象にお預かりしています。

翌年4月から入園を希望する方の受け付けは12月に行っています。また年度途中での入園を希望する方についても随時申し込みを受け付けていますが、定員を満たしている場合は入園できません。

保育園名	所在地	電話番号
おにわ保育園	城堀 38-2	62-8386
まさご保育園	中央 1-19-1	62-3516
たちばな保育園	鍛冶屋 868-3	63-2190
八雲保育園	吉浜 1044-1	63-0590
みやのうえ保育園	宮上 36-1	63-5255

ファミリーサポートセンター　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となって、地域の中で相互に支援し合う組織を運営しています。

所在地	中央 2-16-1　子育て支援センターゆたぽん
電話番号	64-0990

健康・福祉

一時保育　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

満1歳から小学校就学前までの子どもを対象に、保護者の仕事や通院、育児疲れなどで一時的に家庭での保育が困難となった場合、週3日を限度に一日3人まで八雲保育園でお預かりしています。

■利用日および時間

月曜日から金曜日　8：30～16：30
土曜日　8：30～12：30
（日・祝日、年末年始はお休み）

■一時保育料

一日利用：3,000円
半日利用：1,500円
給食費（おやつ含む。）：250円
おやつのみ：100円

子育てサロン　問い合わせ　福祉課 児童福祉係

保護者が子どもと一緒に遊びに来て、お友達をつくったり、保護者同士が気軽におしゃべりしたりできるスペースを提供しています。

所在地	中央 2-16-1　子育て支援センターゆたぽん
電話番号	64-0990

■利用日および時間

月曜日から金曜日（土・日・祝日、年末年始はお休み）
9：00～16：00

幼稚園に入るとき　問い合わせ　教育委員会学校教育課 管理係　☎62-1100

■町立幼稚園

新年度の入園については、前年の12月上旬に入園願書を配布し、中旬に入園申し込みを受け付けます。

詳しい募集内容などについては、12月の「広報ゆがわら」でお知らせします。

また、年度途中での入園を希望する方については、随時、申し込みを受け付けていますので、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

【入園資格】町内に住所がある4歳児・5歳児

幼稚園名	所在地	電話番号
福浦幼稚園	吉浜 216 （東台福浦小学校内）	62-6532

■私立幼稚園

私立幼稚園の入園資格、保育料などについては、直接幼稚園にお問い合わせください。

町内の私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
宮上幼稚園	宮上 184	62-3994

■私立幼稚園就園奨励費

町内に住所があり、私立幼稚園に子どもを通わせている保護者の負担軽減を図るため、保育料などの一部を補助する制度です。詳しくは、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

ベビーシート・チャイルドシート無料貸出し　問い合わせ　土木課 交通安全係

■ベビーシート

【対象年齢】生後0か月～9か月（身長66cm以下、体重9kg未満）
【対 象 者】使用されるお子様および申請者の住所が町内にある方
【貸出期間】生後9か月になるまで
【申し込み】ベビーシート借受申込書を土木課へ提出してください。

■チャイルドシート

【対象年齢】生後6か月～4歳代（身長105cm以下、体重7～18kg未満）
【対 象 者】使用されるお子様および申請者の住所が町内にある方
【貸出期間】5歳になるまで
【申し込み】チャイルドシート借受申込書を土木課へ提出してください。

【注意事項】
※台数に限りがあるため、先着順となります。
※お申し込みの際は、印鑑と住所の確認ができる運転免許証や保険証などをお持ちください。
※返却時または町外へ転出するときは、必ずカバーなどの洗濯をして取扱説明書とともに返却してください。

健康・福祉

町営住宅

問い合わせ … 福祉課 社会福祉係

町営住宅

町営住宅は、町が国の補助金を受けて建設した住宅で、住宅に困っている人、収入の少ない人に安い家賃でお貸しする住宅です。町営住宅への入居は、行政の事業による立ち退きの対象となった場合や、災害による一時的な緊急入居の場合を除き、必ず公募により入居者を募ることが法律で定められています。

募集する場合は、「広報ゆがわら」や地方紙で募集する住宅・戸数などの情報を掲載します。

主な町営住宅は次のとおりです。

名　称	孫込（まごめ）住宅
所在地	宮上 725-2
構　造	鉄筋コンクリート造 4 階建て
戸　数	3 棟 48 戸
間取り	3DK（6 畳・4.5 畳・3 畳・DK）、浴室、トイレ
その他	浴槽、給湯器、ガス台は基本的にありません。駐車場もありません。

健康・福祉

このページは

余白です。